(あて先) 実施機関

住所又は居所					
氏 名					
連絡先(電話番号)					

開示申出書

甲府市死者の情報の開示に関する要綱第4の規定に基づき、次のとおり開示を申し出ます。

	氏 名				
申出に係る情報の対象者 (お亡くなりになった方)	生前の 住所				
	生年月日				
開示を申し出る情報の内容 (情報が記録されている公文 書の件名又は知りたいと思 う事項を具体的に記入して ください。)					
開示を申し出る情報の区分	1 相続した財産に関する情報2 相続した損害賠償請求権等に関する情報3 相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報4 死亡時に未成年であった者に関する情報				
希望する開示の実施方法等	2 窓口で	の閲覧を希望する。 の写しの交付を希望する。 送付 (郵送) を希望する。			
	代理人の種 別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人			
代理人が開示申出する場合 における本人の状況等	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)			
	本人の住所	(電話番号)			

- 注1 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 開示申出の際は、本人確認書類等及び開示を求める情報の区分に応じた証明書類の提示又は提出が必要になります。別紙の注意事項をご確認ください。
 - 3 希望する開示の方法について窓口での写しの交付を希望する場合及び写しの送付(本人限定受取郵便による郵送)を希望する場合は、公文書の写しの作成にかかる費用及び郵送料(写しの送付を希望する場合のみ)をご負担いただきます。別紙の注意事項をご確認ください。

※ 以下には、記入しないでください。

申出者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他()
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書	ウ その他()
備考		

注意事項

1. 住所又は居所及び氏名について

申出をする方の住所又は居所及び氏名をご記入ください。本人が申出を行う場合には、本人の住所又は居所及び氏名を、代理人の方が申出を行う場合には、代理人の住所又は居所及び氏名をご記入いただくことになります。

2. 本人確認書類等について 申出の方法により、提示又は提出していただく本人確認書類等が異なります。

(1)	窓口で開示の目	出を行う場合	
Г	運転免許証	個人番号カードその他これらに類する書類の原本	z

(2)	郵送に	トス	盟元(出由の	を行る	場合
\41	型がつ(こ	→ ′ _α .)) / \ \ \	ノエロロ	70 TI .	$m \sqcap$

- □ 運転免許証、個人番号カードその他これらに類する書類のコピー
- □ 住民票の写しの原本(申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)
 - ※ 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しの原本については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。
- (3) 代理人による開示申出の場合
 - ・法定代理人の場合
 - □ 代理人に係る(1)の本人確認書類
 - □ 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する 書類の原本(申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)
 - 任意代理人の場合
 - □ 代理人に係る(1)の本人確認書類
 - □ 委任者の実印を押印した委任状(申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)
 - □ 上記実印の印鑑登録証明書(申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)
- 3. 開示を求める情報の区分により必要となる証明書類等

開示を申し出る情報の内容により、提示又は提出していただく証明書類が異なります。なお、相続財産、損害賠償請求権等の権利義務が確定していない場合は、申出を行う窓口に相談してください。

1-	1 '	/ 卡口公主]	ノた財産に 「	明一て	世紀の	明テわけ	3 ì Ш	ス担ム
١.	L,	/ 17月75元(ン/に別性(に)	判りる	月羊以リノ	ガクラグ	- ∪ш.	る場合

П	開示の申出をす	'ス内突が当計	な相続財産に	体スもの	であろ	テレカ	/証明する	ス重糖
1 1	1#1/1V/J#1117 9	(ス)ドリイナルコール	ダイロボルタノリキ (こ	コポスト キトレノ	$\langle \alpha \rangle \langle \alpha \rangle$	$ \sim$ \sim	. #ILHU 9 4	、) 古井口

- □ 不動産の登記事項証明書、契約書、遺言書(公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限る。以下同じ。)、遺産分割協議書その他申出者が相続した財産であることを証明する書類
- □ 当該死者及び申出者の戸籍謄本その他申出者が当該死者の相続人であることを証明する書 類

(2) 相続した損害賠償請求権等に関	する情報の開示を申し出る場合
□ 開示の申出をする内容が当該	損害賠償請求権等に係るものであることを証明する書類
□ 示談書、和解書、裁判所の確	定判決書その他当該死者が損害賠償請求権等を取得していたこ
とを証明する書類	
□ 遺言書、遺産分割協議書そ	の他申出者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類
□ 当該死者及び申出者の戸籍	謄本その他申出者が当該死者の相続人であることを証明する書
類	
(3) 相続以外の原因により取得した	権利義務に関する情報の開示を申し出る場合
□ 開示の申出をする内容が当	该権利義務に係るものであることを証明する 書 類
□ 示談書、和解書、裁判所の確	確定判決書、遺言書その他申出者が当該権利義務を取得していた
ことを証明する書類	
(4) 死亡時に未成年であった者に関	引する情報の開示を申し出る場合
□ 戸籍謄本、登記事項証明書	その他申出者が当該死者の死亡した時点において法定代理人で
あったことを証明する書類	
1. 写しの交付又は送付に係る費用に	ついて
次の表の費用をご負担いただきま	す。実際に発生する費用については、開示をすることが可能な場合
に、開示回答書にてお知らせしま	す。
費用の区分	金額等
写しの作成に係る費用	モノクロ片面 1 枚に 10 円 (カラー印刷の場合は 20 円)

って金額は異なります。)

写しの郵送等に係る費用

本人限定受取郵便に係る郵送料(郵送する文書の重さ等によ